

| 分類 | 質問 | 回答 |
|------|--|--|
| 事業全般 | | |
| 1 | 事業の趣旨を教えてください。 | エネルギー価格の高騰を踏まえ、省エネ性能の高い製品の購入を支援することにより、家庭におけるエネルギー費用負担の軽減を図ることを目的としております。 |
| 2 | 対象者を教えてください。 | 山梨県内の対象店舗において、対象製品(新品)を購入し、自らが居住する山梨県内の自宅に設置した者が対象となります。そのため、企業(法人)やお店、個人が事業に使用する目的で購入・設置する場合は、支援対象外となります。 |
| 3 | 山梨県内に居住していれば、住民票が山梨県外でも対象になりますか？ | 住民票が山梨県外であっても、県内に居住していることがわかる書類(運転免許証等)で確認できる場合は対象となります。居住地の確認は、対象製品購入店舗で実施します。 |
| 4 | 支援内容を教えてください。 | 実施期間中、対象店舗において対象製品(新品に限る。)を購入し、自らが居住する山梨県内の住宅に設置した者に対し、購入品目等に応じたポイント等を交付します。ただし、エアコン、電気冷蔵庫及びガス温水機器については、品目ごとに申請者1人につき1回限りの申請とし、LED照明器具については、購入額合計5,000円(税抜)以上で申請者1人につき1回限りの申請となります。 <エアコン> 2.5kW未満 10,000円相当/台 2.5kW以上2.8kW未満 15,000円相当/台 2.8kW以上20,000円相当/台 <電気冷蔵庫> 350L以下 5,000円相当/台 351L超450L以下 15,000円相当/台 450L超 20,000円相当/台 <ガス温水機器> 30,000円相当/台 <LED照明器具> ※購入額合計5,000円(税抜)以上 3,000円相当 |
| 5 | キャンペーン対象期間前に購入したものは対象外ですか？ | 対象となりません。対象期間内に購入し、かつ申請した場合に限り対象となります。 |
| 6 | 実施期間について教えてください。 | 参加店舗募集期間：2023年2月17日(金)～2023年3月10日(金) 購入対象期間：2023年3月8日(水)～2024年2月16日(金) ポイント申請対象期間：2023年3月8日(水)～2024年2月29日(木) ※予算の上限に達し次第、早期終了する場合がございます。 |
| 7 | 支援規模を教えてください。 | 7億8千600万円を想定しており、期間終了前に予算の上限に達した場合は早期終了となります。 |
| 8 | 支援対象製品を4製品に限定した根拠を教えてください。 | 本事業の目的は、家庭におけるエネルギー負担の軽減であり、具体的には、より省エネ性能の高い製品に買い替えることで、電気・ガスの消費を減らし、光熱費の負担を軽くしようとするものです。このため、家庭内のエネルギー消費量が大きい製品を対象としました。 |
| 9 | 購入対象を統一省エネラベル星3つ又は4つ以上としている理由を教えてください。 | 省エネが特に高効率で期待できる基準として統一省エネラベルの星の数が多い製品を対象にしつつ、ある程度、対象製品の数が確保できる範囲を設定しています。 |
| 10 | エコキュートは対象ですか？ | ヒートポンプ給湯機(エコキュート)は、国の補助金があるため対象外としています。同様の理由で、家庭用燃料電池、ハイブリッド給湯機も対象外です。なお、国補助金については、次のURLからご確認をお願いします。 https://kyutou-shoene.meti.go.jp/ |
| 11 | ネットでの購入は支援対象になりますか？ | 対象店舗から直接キャンペーンチケットを渡すことにより不正防止を図るため、ネットでの購入は支援対象となりません。 |
| 12 | ポイント等の種類について教えてください。 | 下記となります。 (1)キャッシュレス決済サービスのポイント PayPay、QUOカードPay、Amazonギフト券、楽天Edy、Ponta、nanaco、Apple Gift Card、Google Playギフトコード、WAON、NET CASH、au PAY、dポイント (2)商品券(Quoカード、JCBギフト券) |
| 13 | 交付されたポイントについて、使用場所や使用期間の制限はありますか？ | 使用場所や使用期間の制限は設けておりません。 |
| 14 | ポイント2倍コース | 「地域協力店」に区分される対象店舗から対象製品を購入した上、環境省の「うちエコ診断(Web 版)」を受診した場合は、ポイント基本額の2倍の額を付与します。ただし、LED照明器具は除きます。 |
| 15 | 対象店舗、対象製品を知りたいです。 | キャンペーン特設サイトに一覧を掲載しますので、そちらをご確認ください。 |
| 16 | 県内の自治体で同様の補助はありますか？ | 市町村によっては、省エネ機器の購入に対し補助を実施している場合があるとはおりますが、対象製品や手続等の詳細については、お手数ですがお住いの自治体に直接ご確認ください。 |
| 17 | 財源を教えてください。 | 国の原油価格・物価高騰等の対応に係る「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用しております。 |

| 分類 | 質問 | 回答 |
|-------|---|--|
| 参加店申請 | | |
| 1 | 参加店登録の方法について教えてください。 | 「やまなし省エネ機器購入応援キャンペーン」特設サイトの募集フォームよりメールアドレス等の登録をお願いします。登録したメールアドレス宛に申請フォームの URL を送付しますので、そちらから手続きをお願いします。 |
| 2 | メールアドレスが無くても登録できますか？ | 基本的にはオンライン申請いただき、メールでのご連絡となりますので、メールアドレスが必要となります。メールができるご家族の方に代理申請していただくなどご対応をお願いします。どうしてもご対応が難しい場合は、申請用紙を郵送にて送付いただくことをご対応いたします。 |
| 3 | 郵送で参加店舗申請がしたい。どうすればいいですか？ | 申請方法についてご案内いたしますので、加盟店様専用コールセンターまでお問い合わせください。TEL:050-5530-8872(受付時間:10時～19時(土日祝日を含む)) |
| 4 | 審査結果はいつ届きますか？ | 申請をいただいてから約1週間を目途に登録いただいたメールアドレス宛に審査結果を通知いたします。郵送でお申込みいただく場合、審査結果をお電話でお知らせいたします。 |
| 5 | 審査結果メールが届きません。 | 迷惑メールに分類されていたり、ドメイン受信拒否設定がされている可能性がございますので、今一度ご確認をお願いいたします。ご不明な場合は、コールセンターまでお問い合わせください。 |
| 6 | 個人のメールアドレスでの申請は可能ですか？ | 可能です。承認結果等のお知らせをお送りさせていただきますので、どのメールで受け取るかのご判断は店舗様にてお願いいたします。 |
| 7 | 申請の際、メールアドレス 1 つにつき1店舗しか申請できないのですか？ | 1つのメールアドレスで複数店舗申請可能です。ただし、申請は1店舗ごとの申請となります。 |
| 8 | 県内に複数店舗を持っていますが、複数店舗同時申請は可能ですか？ | 1つのメールアドレスで複数店舗申請可能です。但し、申請は1店舗ごとの申請となります。 |
| 9 | 参加店舗の役割を教えてください。 | 対象製品購入促進のための広報宣伝、各種助言(申請までの助言含む)、販売、対象製品購入者に対するキャンペーンチケット手交をお願いします。なお、事業開始前に事務局から参加店舗承認通知を発信するとともに、登録された店舗に対し、マニュアルを送付する予定です。 |
| 10 | 参加店登録申請の審査はどのような内容なのか。 | 3つの観点にて実施しております。 ①住所等入力不備の確認 住所等の入力間違いがないか確認 ②店舗の所在確認 HPやGoogleマップ等の情報から、山梨県内に実店舗として所在していることを確認必要に応じて、架電確認も行います。 ③その他の要件 募集要領に同意いただいていることを確認 |
| 11 | 「スターターキット」とは何か。 | 加盟店マニュアルの他、本キャンペーンを告知していただくための「チラシ」「ポスター」「ステッカー」及び、対象製品購入者へ配布いただく「キャンペーンチケット」となります。 |
| 12 | 山梨県内に実店舗あり。ECサイトでの販売も行っている。ECサイトで販売時もキャンペーンチケットを配布してはいけないのか。 | 対象店舗から直接キャンペーンチケットを渡すことにより不正防止を図るため、ネットでの購入は支援対象となりません。 |
| 13 | 余ってしまったキャンペーンチケットはどう処理すればいいのか。 | 店舗様で破棄いただいて構いません。 |
| 14 | メールアクティベート(申請画面でメールアドレス入力後に送られてくるURL付きメール)のURLにアクセスできなくなりました。どうすればいいか | URLの有効期限はないので何度でも入れます。またメールを見失った場合でも募集ページからアドレスを登録いただければ再度自動配信メールが送付されます。 |
| 15 | 購入対象期間内に設置まで完了していることが条件なのか。 | 設置工事が対象期間以降になる場合は、誓約書に記入いただく必要がございます。そちらの誓約書を以て、購入者はポイント申請が可能です。 |

| 分類 | 質問 | 回答 |
|-----------|--|--|
| 参加店お問い合わせ | | |
| 1 | 購入者の居住地の確認は何をもとに実施すればいいのか | 身分証の提示等により、購入者が山梨県民であることを確認してください。 【本人確認書類】 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、健康保険証、公共料金の領収書、官公庁発行の印刷物など ※既に住所や氏名が登録された会員カードがある場合は、店舗登録情報により確認できれば可能とします。 |
| 2 | 割り振られるキャンペーンチケットの枚数は店舗の規模により異なるのか。 | 店舗によって配布されるチケット枚数は異なります。 |
| 3 | 参加店舗の役割の一つに「対象製品購入促進のための広報宣伝」とあるが、店頭に出せるPOPなどは用意してもらえるのか。 | 事前に参加店舗様宛てにツール(チラシ、ポスター、ステッカー)を送付させていただきます。 |
| 4 | 予算の上限に達しそうなタイミングになったら連絡はもらえるのか。 | 早期終了が想定される際、キャンペーン終了の2週間前を目途に通知することを想定しております。 |
| 5 | 配布するクーポンは各自での管理で良いのか。定期的な配布枚数の報告はあるのか。 | 配布済みのクーポンは自己管理でお願いします。定期的な配布枚数の報告は不要です。 |
| 6 | キャンペーンチケットを配布しってしまった。追加配布はあるのか。 | 追加配布いたしますので、必要枚数をお教えください。 |
| 7 | キャンペーンチケットの破損、汚損はどのような対応をしたらいいか。 | 破損・汚損したチケットは、店舗様で破棄ください。 |
| 8 | キャンペーンチケットの破損、汚損により配布枚数が減ってしまった。減った分追加で配布されないのか。 | 追加配布いたしますので、必要枚数をお教えください。 |
| 9 | 都道府県により対象商品が異なるようだがそれはなぜか。 | 本事業の目的は、家庭におけるエネルギー負担の軽減であり、具体的には、より省エネ性能の高い製品に買い替えることで、電気・ガスの消費を減らし、光熱費の負担を軽くしようとするものです。このため、家庭内のエネルギー消費量が大きい製品を対象としました。 |
| 10 | エコキュートが対象外となっているのはなぜか。 | ヒートポンプ給湯機(エコキュート)は、国の補助金があるため対象外としています。同様の理由で、家庭用燃料電池、ハイブリッド給湯機も対象外です。なお、国補助金については、次のURLからご確認をお願いします。 https://kyutou-shoene.meti.go.jp/ |
| 11 | 対象商品が今後増える予定はないのか。 | 省エネ製品情報サイト(https://seihinjyoho.go.jp/)が更新され次第、対象商品も増える予定です。 |
| 12 | 購入者にポイント申請方法について聞かれたが、このコールセンターを案内すれば良いのか。 | 消費者様向けのコールセンターを設置しておりますので、お客様専用コールセンターまでお問い合わせください。 TEL:050-5530-8873(受付時間:10時～19時(土日祝日を含む)) |
| 13 | 対象商品を購入していない人に、キャンペーンチケットを渡してしまった。どうすればいいか。 | キャンペーンチケットを使用せず、返却いただくよう購入者へ案内ください。 |
| 14 | キャンペーンチケットは購入商品数分渡せばいいのか、1回の買い物につき1枚か、同じ人でも購入時期が異なった場合は複数枚渡してよいのか | キャンペーンチケットは購入時期に関わらず、募集1製品につき1枚お渡しください。ただし、LED照明器具については、購入額合計5,000円(税抜)以上の場合にのみお渡しください。 |
| 15 | 対象製品設置に係る証明書がない場合「誓約書を購入者に渡す」とあるが、フォーマットはあるか?ない場合、何を記載すればいいか。捺印は必要か。 | 誓約書は送付するスターターキットに同封しております。また、特設サイトからもダウンロード可能です。店舗様では、店舗名の捺印・担当者の記載が必要です。 |
| 16 | 対象製品の返品があった場合、事務局に連絡し、対象者の住所・氏名・キャンペーンチケットの番号を報告の上、レシート画像を提出とあるが、レシート画像はどうやって提出するのか。 | キャンペーン事務局宛てにご送付ください。 〒550-0015 大阪府大阪市西区南堀江3丁目9番13号 堀江家具WESTビルディング 4階株式会社ギフトパッド やまなし省エネ機器購入応援キャンペーン事務局 宛 |
| 17 | 対象製品の返品があった場合、キャンペーンチケットも対象者から返還してもらおうとのことだが、返還してもらったキャンペーンチケットはどうすればいいのか?他の購入者に渡してよいのか。 | すでに購入者がポイント申請を実施している場合、キャンペーンチケットは破棄ください。ポイント申請を実施していない場合、かつキャンペーンチケットの圧着面がめくられていない場合は、他の購入者に渡していただいて構いません。 |
| 18 | 市町村で独自に実施している省エネ家電購入キャンペーンとの重複申請は可能か。 | 本キャンペーンで制限は設けておりません。重複申請の可否は各市町村へご確認ください。 |
| 19 | 対象製品の設置後に代金を支払う場合、キャンペーンの対象か。 | 購入対象期間内の設置およびお支払いであれば、対象です。 購入対象期間:2023年3月8日(水)～2024年2月16日(金) |
| 20 | 対象製品を同居しない親の代わりに購入して、親の家に設置する場合、キャンペーンの対象か。 | 本キャンペーンは「自らが居住する山梨県内の住宅に設置」した者を対象とするため、原則として対象外です。ただし、親の名義で行われた購入契約であれば、キャンペーンの対象となります。 |
| 21 | 印鑑は事務局から発送してもらえるのか。 | 事務局からの発送はございません。当該購入に係る領収書又はレシートに店舗の捺印もしくはご担当者様よりご署名ください。 |
| 22 | 購入者がインターネット機器を所有していない場合、ポイント申請はどのように行うのか。店舗側で対応が必要なのはありますか。 | まずはご家族の方に申請を手伝っていただけるかどうかをご確認お願いいたします。手伝っていただくことが可能な場合、ポイント申請者名義が購入者名義と一致するように申請していただくことをご案内ください。ポイントの受取につきましては、審査が承認となった際、ご登録のメールアドレスにポイント交換ページへのログインURLをお送りしますので、そちらから商品券にて受取のお手続きが可能です。 ご家族の方に手伝っていただくことが難しい場合、恐れ入りますが加盟店様にて代理申請のご対応をお願いいたします。代理申請に関する詳細につきましては、加盟店様専用コールセンターまでお問い合わせください。 TEL:050-5530-8872(受付時間:10時～19時(土日祝日を含む)) |